

広島県教育委員会規則第二号

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十五日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（図書館利用カード）	（図書館利用カード）	（図書館利用カード）
第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。	第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。	第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。
2—6 （略）	2—6 （略）	2—6 （略）
（対面朗読室等の利用）	（対面朗読室の利用）	（対面朗読室の利用）
第十四条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）第二条第一項に規定する視覚障害者等で教育長が必要と認めた者は、教育長の許可を得て、対面朗読室等を利用して対面朗読を受けることができる。	第十四条 視覚に障害があり教育長が必要と認めた者は、教育長の許可を得て、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。	第十六条 図書館資料の館外貸出しを受ける者は、貸出しを受けようとすると必ず館員に利用カードを提示しなければならない。ただし、利用カードの提示に代わるものとして教育長が適当と認める手続を行つたときは、この限りでない。
2・3 （略）	2・3 （略）	2・3 （略）
（図書館間相互貸借）	（図書館間相互貸借）	（図書館間相互貸借）
第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、利用者の求めに応じ、別に定める図書館間相互貸借の利用手続により貸出しを受けるものとする。	第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、別に定める図書館間相互貸借の利用手続により貸出しを受けるものとする。	第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、その事業及び活動の支援を受けるため、教育長が
2—4 （略）	2—4 （略）	（県内公共図書館等への貸出し）
（県内公共図書館等への貸出し）		
第二十条の二 県内公共図書館等は、その事業及び活動の支援を受けるため、教育長が		

別に定める利用手続により貸出しを受ける
ことができる。

附 則

第五節 (略)

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。

第五節 (略)